禁複写

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第 21 回）

1. 本日の検討事項

⑴ 四半会計基準案

⑵ 四半期会計基準適用指針案

⑶ (参考) 四半期財務諸表の雛形

2. 9 月 11 日専門委員会での主なコメント

➢ 重要な会計処理の原則及び手続について変更が行われた場合の注記関係
（基準 19(2)(3)(4)等、適用指針 43、44）

－作成者サイド－

- 影響額の記載について、適用指針案 43 及び 44 項における「当四半期会計期間と同一の会計方針を適用して作成した四半期損益計算書の様式で記載することもできる」という記載は削除するか、要約損益計算書での記載とすべきである。
- 影響額の記載については、税引前当期純利益とし、他は任意開示とすべきである。
- 基準第 19 項（3)、(4）での影響額の記載もレビューの対象となるので、実務上困難な場合の手当てもしてもらいたい。
- 第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合の影響額の注記方法については、変更前の会計処理に基づくものか、変更後の会計処理に基づくものか 1 つに絞ることはできないか。むしろ、変更前の会計処理による影響額に絞るべきではないか。

－利用者サイド－

- 財務諸表利用者にとっては、四半期開示が制度化されると年度情報ではなく 3 カ月情報の利用が中心となってくるであろう。そこでは、3 カ月情報の信頼性をどのように担保するかが非常に重要になる。そのため、第 2 四半期以降に自発的に会計方針を変更した場合には、比較可能性確保の観点から基準案 19 項(3)、(4)のような形で十分な情報を開示し、財務分析上、修正を加えられるようにすべきである。

➢ 事業年度の財務諸表における注記（基準 20）

－作成者サイド－

- 四半期会計基準において、事業年度の財務諸表の注記について規定するのがよいのか。
- 第 4 四半期で会計方針を変更した場合の影響額の記載についても、概算額でよい旨を適用指針で手当てしてもらい。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

➢ 税金費用の計算

－作成者サイド－

・ 適用指針案のような整理でよい。

・ 連結上、（グループ内の会社において）原則法をとる会社もあれば、簡便法をとる会社もある。実務上は、雛形の記載のようにきれいに行かないかもしれない。

➢ その他

－監査人サイド－

・ 貸倒引当金の第４四半期に戻入、第１四半期に繰入れの会計処理などで、営業利益、経常利益などの３カ月情報の合計が累計情報と合致しない場合があることを結論の背景などに記載しておいた方がよいのではないか。

－作成者サイド－

・ 為替差損益のように、四半期ごとで赤黒逆転するものの表示方法については企業側に任せてもらいたい。

・ 自主的に会計方針を変更した場合の影響額の開示はやりすぎであり、リステート（遡及修正）の検討を早くやってもらいたい。

・ 10 月 10 日に公開草案を議決予定ということについて、レビュー基準が明らかでないと判断がつかないと思う。

3．検討を要する主な事項

・四半期財務諸表の目的

・注記

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。